

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金交付要綱を次のように定め、平成16年4月1日から適用する。

なお、平成15年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

平成16年2月26日

環境大臣 小池 百合子

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、循環型社会の形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「技術開発」とは、次に掲げる分野で実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発することをいう。

一 廃棄物適正処理技術

イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。）

ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生・修復技術を含む。）

ハ 廃棄物不適正処理監視・修復技術等

二 廃棄物リサイクル技術

生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）

三 循環型設計・生産技術

リデュース・リユース・リサイクルに係る循環利用設計・建設・生産技術

2 この要綱において「技術開発者」とは、次に掲げる者で技術開発を実施する者をいう。

イ 民間企業（日本の法人格を有するもの）

ロ 地方公共団体

- ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校
- ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ホ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
- ヘ 法律により直接設立された法人
- ホ その他の団体（日本の法人格を有するもの）

（交付対象）

第4条 補助金は、技術開発者が実施する技術開発を交付の対象とする。

- 2 2者以上の技術開発者が共同で技術開発を実施する場合、その代表者を交付の対象者とする。以下、この場合を共同技術開発という。また、この場合において、代表者を代表技術開発者、それ以外の技術開発者を共同技術開発者という。
- 3 共同技術開発を実施する場合、共同技術開発者になりうる者は個人で技術開発を実施する者も認められる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、補助金は、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる技術開発の事業又は既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、技術開発に直接必要な次に掲げる経費とする。

一 設備費

- イ 設計費 技術開発に必要な設計費（自ら行うものに限り、人件費を除く。）
- ロ 建設費 建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む。）であって、専ら申請に係る技術開発に使用され、かつ、当該技術開発に必要な不可欠なもの
- ハ 機械装置購入費 技術開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付に必要な経費

二 材料費 技術開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費

三 物品費 技術開発を行うために直接必要な工具器具備品（木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費

四 外注費 技術開発に必要な機械装置の設計、試料の製造等の外注に必要な経費

五 諸経費 技術開発を行うために直接必要な旅費（国内に限る。）、印刷製本費、文献購入費、通信運搬費、光熱水料、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、備上費、謝金等技術指導の受入等に必要な経費

（補助対象経費の下限）

第6条 補助対象事業費の額が、500万円に満たない場合には、補助金の交付の対象と

はしない。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、環境大臣が認める額（以下「交付基準額」という。）と補助対象経費に係る実支出額（その額が、事業に関し、寄付金その他の収入額があった場合において、当該事業に要した費用から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）とを比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は、1億円を超えないものとする。

2 前条の規定により算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(公募)

第8条 環境大臣は、毎年度の補助事業は、公募するものとし、当該事業課題及び実施計画書の提出期間を定め、別途、公表するものとする。

(実施計画書の提出)

第9条 補助金の交付を受けて技術開発を行おうとする者は、別紙様式第1による実施計画書を、環境大臣が定める日までに、環境大臣に提出しなければならない。

(補助事業の決定)

第10条 環境大臣は、前条の規定により提出のあった実施計画書を審査し、これらを提出した者のうちから当該年度の補助金の交付の対象となる者（以下「補助金の交付予定者」という。）を決定するものとする。

2 実施計画書の専門的及び科学的な知見を踏まえた客観的な評価その他補助事業に係る技術開発分野に関する事項を審議させるため、環境省に次世代廃棄物処理技術基盤整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

3 環境大臣は、第1項の決定をしようとするときは、あらかじめ、審査委員会の意見を聴くものとする。

4 審査委員会に関し必要な事項は、環境大臣が別に定める。

(交付基準額の通知)

第11条 環境大臣は、前条の規定により当該年度の補助金の交付予定者を決定したときは、速やかに、当該補助事業についての交付基準額を、補助金の交付予定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第12条 前条の規定により、環境大臣の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第2による交付申請書に環境大臣が必要と認める書類を添付して、環境大臣が定める日までに環境大臣に申請しなければならない。

- 2 第1項に規定する場合において、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定)

- 第13条 環境大臣は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第2項本文の規定により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して前項の規定による交付の決定を行うものとする。
- 3 前2項の決定は、前条の規定による申請があった日から起算して2月以内に行うものとする。

(交付の条件)

- 第14条 環境大臣は、補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。
- 一 第12条第1項の申請の内容のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式第3による変更申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
- イ 補助事業に要する第5条各号に掲げる経費の額(当該経費の増減額が変更前の当該経費の額に10分の1を乗じて得た額を超えない場合を除く。)
- ロ 実施計画書の記載内容(軽微な変更を除く。)
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別紙様式第4による中止廃止申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと
- 三 補助事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに環境大臣に報告し、その指示を受けること。
- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 五 前号の規定により環境大臣の承認を受けて機械及び器具を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。
- 六 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、その効率的運営を図らなければならないこと。
- 七 補助事業の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助

金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。

八 補助事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡する場合には、譲渡の相手方から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。

九 補助事業について、当該消費税等相当額の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこと。

(交付の申請の取下げ)

第15条 第13条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(交付の決定の取消し)

第16条 環境大臣は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 環境大臣は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

3 前項の場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と区分して収入及び支出の状況を記載した会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿並びに収入及び支出の証拠書類を整理し、当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

2 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿又は証拠書類の提出を求めることができる。

(状況報告)

第18条 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第19条 補助事業者は、当該年度における補助事業を完了した日（第14条第二号の規定により承認を受けた場合には、当該承認のあった日）から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、別紙様式第5による実績報告書及び別紙様式第6による技術開発報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第12条のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第20条 環境大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第14条第一号の規定による承認をした場合には、当該承認の内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付は前項に規定する補助金の交付額の確定の後、行うものとする。

(消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7による報告書を速やかに環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

(技術開発報告書等の公表)

第22条 環境大臣は、毎年度、第19条第1項の技術開発報告書の全部又は一部を環境省ホームページその他の方法により公表するものとする。

(刊行等)

第23条 補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金の交付を受けて行う当該補助事業の成果である旨を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年以内にその結果又は経過の全部若しくは一部を刊行した場合には、その刊行物を添えて、その刊行の日から起算して10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(事業化の報告)

第24条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る事業化の状況について、事業化状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(収益納付)

第25条 環境大臣は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、工業所有権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度

以降の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度以降5年間とする。

(知的財産権の届出)

第26条 補助事業者は、補助事業者又は第14条第八号に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該研究事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(その他)

第27条 その他補助金に関し必要な事項は、環境大臣が別に定める。